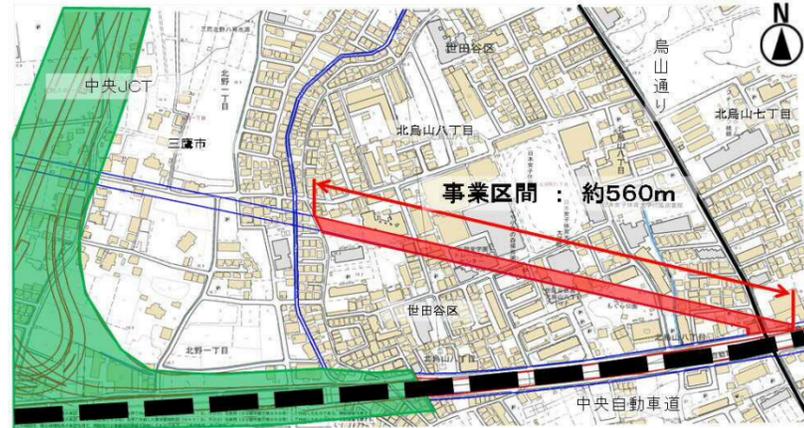


事業概要

- 区 間：世田谷区北烏山七丁目～北烏山八丁目
- 延 長：約560m
- 幅 員：16m



環境配慮の方針・整備計画について

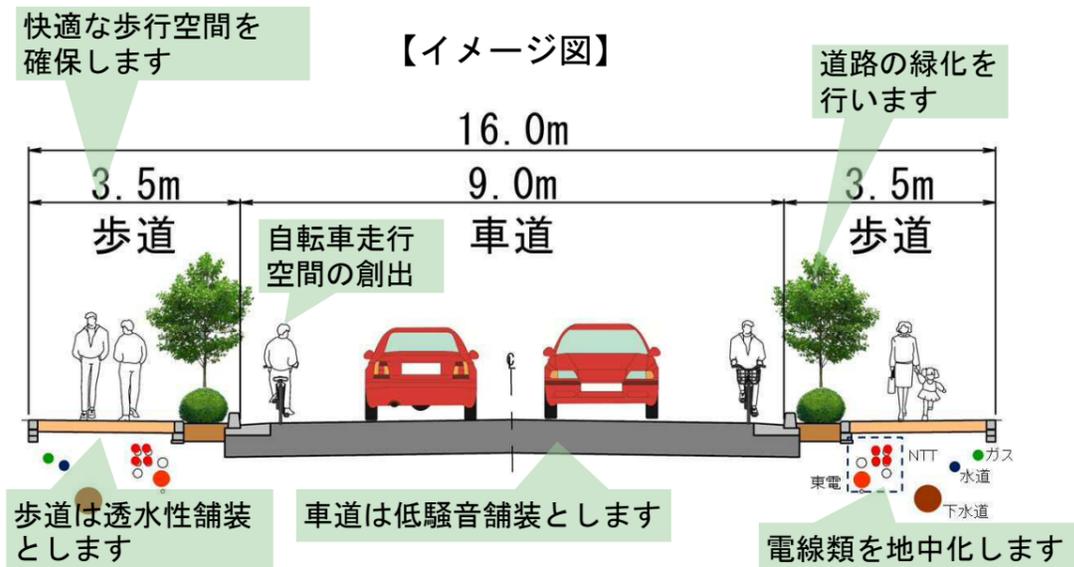
【環境配慮基本方針】

- 自動車交通に対する環境対策に努めます。
- 緑の確保に努めます。
- 良好な都市景観を創出します。
- 交通の円滑化と安全性の向上に努めます。
- 快適な歩行空間と自転車走行空間の創出をします。

【環境配慮項目】

- 自動車交通に対する環境対策を行います。
- 工事中の公害対策を実施します。
- 緑に係る環境を確保します。
- 良好な景観を確保します。
- 資源の循環的な利用を行います。
- エネルギーの有効利用を行います。
- 福祉的な配慮を行います。
- 災害の防止を行います。

環境計画図



※交通管理者との協議により変更になる可能性があります。安全対策については、今後、検討を進めていきます。

沿道環境（騒音・振動、大気質）について

■ 沿道環境（騒音・振動）

- 平成29年度自動車交通騒音・振動調査結果（東京都）によると、補助第219号線と同程度の規模（車線数や道路幅員）の都道杉並あきる野線（五日市街道）での騒音・振動測定結果は下表の通りです。
- ここでの騒音は、評価の指標とした環境基準（昼間70dB、夜間65dB）以下となっています。
- また、振動も、評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準（第1種区域 | 昼間60dB、夜間55dB）以下となっています。
- 今回事業を実施する補助第219号線における騒音・振動レベルは、下表の五日市街道と同様に環境基準を下回る結果になると予測されます。

路線名	観測地点	車線数	道路幅員	騒音レベル (dB)		振動レベル (dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
杉並 あきる野線 (五日市街道)	杉並区 成田東 3-7	2	15	67	63	45	40
				評価の指標		評価の指標	
				70	65	60	55
				評価の指標		評価の指標	

※騒音の測定結果は、平成29年度の実施値です。
 ※評価の指標【騒音】は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準）です。
 ※評価の指標【振動】は、「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する規制基準です。

■ 沿道環境（大気質）

- 東京都の測定結果（平成29年度）（東京都）によると、今回整備する補助第219号線よりも幅員の広い都道で大気質が測定されております。
- 二酸化窒素については、評価の指標とした環境基準（0.06ppm）以下となっています。
- また、浮遊粒子状物質も、評価の指標とした環境基準（0.10mg/m³）以下となっています。
- 今回事業を実施する補助第219号線は2車線整備となるため、大気質濃度に関しては、下表の明治通りの測定結果よりも下回ることが予測されます。

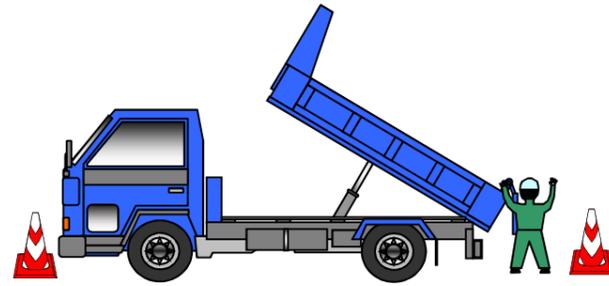
局名	車線数	道路幅員	二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m ³)
明治通り 西巢鴨 測定局	4	21.8	0.042	0.038
			評価の指標	
			0.06	0.10

※測定結果【二酸化窒素NO₂】は、日平均値の年間98%値です。
 ※測定結果【浮遊粒子状物質SPM】は、日平均値の年間2%除外値です。
 ※評価の指標【NO₂】・【SPM】は、「環境基本法」に基づく「二酸化窒素に係る環境基準」・「大気汚染に係る環境基準」です。

工事中の公害対策について

■ 粉じん対策

- 粉じんの発生しやすい工事用仮設道路、土砂の積み込み、積み下ろし作業は、作業方法に配慮し、粉じんの飛散防止に努めます。
- 資材及び機械の運搬に用いる車両の荷台は防じんシートなど対策を行います。

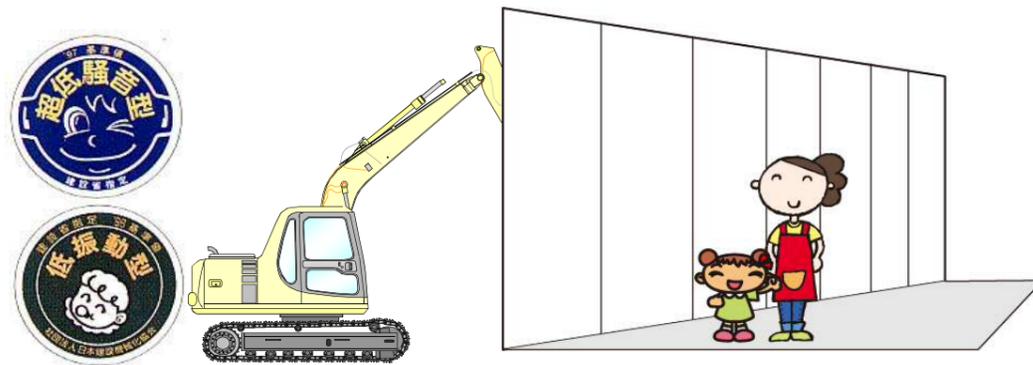


土砂の積み下ろし作業は、作業方法に配慮



■ 騒音・振動

- 工事の施行中は、低騒音型、低振動型の建設機械や排ガス対策型建設機械を使用する他、建設機械の同時稼働を避ける作業手順・工程とし、騒音、振動の低減を図ります。
- 本工事の実施に伴い重機が稼働する場合等については、必要に応じて工事箇所境界に仮囲い等を設けるなど、騒音の低減を図ります。



■ その他

- 本工事で発生する廃棄物については、関連法令等に基づき適切に処理します。
- 工事用車両は、東京都ディーゼル車規制に適合する車両を使用し、アイドリングストップを励行します。また駐車場所、走行時間帯や走行ルートを指定し、工事現場周辺の通行の安全確保を徹底します。
- 工事現場及び周辺の整理整頓を徹底し、周辺環境を損なわないよう配慮します。
- 土工事の実施に当っては、周辺地盤に影響を与えない施行方法を検討し設計・施工に配慮します。

緑に係る環境の確保について

- 緑による沿道の居住環境の保全を図るため、可能な限り道路緑化を推進します。
- 歩道部には植樹帯を設置して中木～低木などの街路樹を植栽し、緑の回復、緑豊かな景観の創出に努めます。
- 街路樹の樹種については、地域の特性や隣接する区間との統一性を考慮して選定します。
- 既存樹木については、所有者に移設補償を行い、可能な限り移植をお願いします。

良好な景観の確保について

- 照明ポールの色調、材質等の詳細については、景観に配慮しながら選定します。
- 電線共同溝を地下に設置し、電線類を地中化することにより、すっきりとした景観が生まれます。
- 歩道部には植樹帯を設置して中木～低木などの街路樹を植栽し、緑の回復、緑豊かな景観の創出に努めます。

資源の循環的な利用について

- 土工事により発生する土砂等は、可能な限り他の公共事業で再利用したり、受入機関を指定して有効利用を図ります。
- コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊については、再資源化等に努めます。
- 歩道に透水性舗装を敷設し、雨水の地下浸透を図ることにより、地下水の保全に努めます。

エネルギーの有効利用について

- 低燃費型建設機械を使用します。
- 道路照明設備はLEDを使用します。

福祉的な配慮について

- 「東京都福祉のまちづくり条例」及び「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、歩道の段差、勾配等について、安全かつ快適に歩行・移動できるよう配慮した設計・施工を行います。
- 電線共同溝を地下に設置し、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保と道路の景観の向上を図ります。
- 計画道路には歩道や自転車走行空間を設置し、歩行者、自転車、自動車交通を分離することにより歩行者、自転車の通行の安全性、快適性を推進します。

災害の防止について

- 道路が完成することにより、災害時の安全な避難路が確保されます。
- 緊急車両等の通行路が確保され、救助・救援活動が円滑に行われます。
- 延焼遮断帯が形成され、地域の防災機能が強化されます。
- 電柱が無くなり、震災時に道路がふさがれることなく、安全な避難路が確保されます。